

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示書面)

2025 年 7 月 1 日

リビン・テクノロジーズ株式会社

2025 年 7 月 1 日

各位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目 8 番 12 号
リビン・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 川合 大無

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

リビン・テクノロジーズ株式会社（以下、「当社」という。）及びリビンDX株式会社（以下、「リビンDX」という。）は、2025 年 5 月 14 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、リビンDXを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2025 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(2) 新株予約権買取請求の手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併消滅会社は、2025 年 5 月 27 日付の官報にて本合併に対する異議申述に関する公告及び同日付で債権者に対する催告書送付を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

本合併は、簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併存続会社は、2025 年 5 月 27 日付の官報にて本合併に対する異議申述に関する公告及び同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項

別紙のとおりです。

6. 変更登記日

効力発生日である 2025 年 7 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示書面)

2025 年 5 月 14 日

リビン・テクノロジーズ株式会社

リビンDX株式会社

リビン・テクノロジーズ株式会社（以下、「吸収合併存続会社」という。）及びリビンDX株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」という。）は、2025 年 7 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」という。）に係る吸収合併契約を締結することを決定いたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2)吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類の内容

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、吸収合併存続会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

リビン・テクノロジー株式会社（以下、「甲」という。）とリビンDX株式会社（以下、「乙」という。）は、両会社の合併に関して、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（存続会社及び消滅会社）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散するものとする。

（当事者の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号：リビン・テクノロジー株式会社

住所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号

乙（吸収合併消滅会社）：

商号：リビンDX株式会社

住所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号

（合併の対価）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に関して、乙の株主に対し、何らの対価も交付しないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、2025年7月1日とする。ただし、2025年7月1日までに本合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、合意により効力発生日を変更することができるものとする。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

(株主総会の承認)

第6条

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

(解散費用)

第7条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動を生じたとき、又は、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合意により合併条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 本契約に定める事項のほか、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年5月14日

(甲) 東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号

リビン・テクノロジーズ株式会社

代表取締役社長 川合 大無

(乙) 東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号

リビンDX株式会社

代表取締役社長 小櫻 耕一



第 1 期 計算書類

自 2023 年 11 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日

リビンDX株式会社

東京都中央区日本橋堀留町 1-8-12

ホウライ堀留ビル 8 階

貸借対照表

令和06年09月30日 現在

リビンDX株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	118,014,252	【流動負債】	35,168,111
現金及び預金	83,820,538	未払金	32,656,406
売掛金	31,559,581	未払費用	1,380,141
貸倒引当金	△ 1,849,779	前受金	524,465
前払費用	109,461	預り金	341,299
未収消費税等	4,374,451	未払法人税等	265,800
【固定資産】	0	負債の部合計	35,168,111
投資その他の資産	0	純資産の部	
破産更生債権等	118,800	科目	金額
貸倒引当金	△ 118,800	【株主資本】	82,846,141
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	90,000,000
		資本準備金	90,000,000
		利益剰余金	△ 107,153,859
		その他利益剰余金	△ 107,153,859
		繰越利益剰余金	△ 107,153,859
		(うち当期純損失)	△ 113,381,107
		純資産の部合計	82,846,141
資産の部合計	118,014,252	負債・純資産の部合計	118,014,252

損益計算書

自 令和05年11月01日
至 令和06年09月30日

リビンDX株式会社 (単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高(ぬりマッチ)	96,716,735	
売上高(ブランディング)	2,016,065	98,732,800
【売上原価】		
売上総利益		98,732,800
【販売費及び一般管理費】		211,868,878
営業損失		△ 113,136,078
【営業外収益】		
受取利息	10,031	
雑収入	79,016	89,047
【営業外費用】		
雑損失	66,740	66,740
経常損失		△ 113,113,771
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純損失		△ 113,113,771
法人税等		267,336
当期純損失		△ 113,381,107

株主資本等変動計算書

自 令和05年11月01日
至 令和06年09月30日

リビンDX株式会社		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	100,000,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	90,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金 繰越利益剰余金	当期首残高	0
	当期変動額	当期純利益 -113,381,107
	当期末残高	-107,153,859
株主資本合計		
	当期首残高	0
	当期変動額	-113,381,107
	当期末残高	82,846,141
純資産の部合計		
	当期首残高	0
	当期変動額	-113,381,107
	当期末残高	82,846,141

個別注記表

自 令和05年11月01日

至 令和06年09月30日

リビンDX株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

・無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)収益及び費用の計上基準

マッチングプラットフォームは、主にユーザーにより登録された不動産に関連する各種情報を顧客に送信した時点で履行義務が充足される取引であり、DXクラウドは、不動産取引に関連する各種サービスを顧客に提供又は顧客が利用可能となった時点で履行義務が充足される取引であり、いずれも収益を認識する通常の時点は、顧客に情報やサービスを提供した時点であります。

なお、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式19,000株

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、外壁塗装DX事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、マッチングプラットフォーム、DXクラウドであります。当事業年度のマッチングプラットフォームの売上高は96,716千円、DXクラウドの売上高は2,016千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。